

(証券コード 5011)

平成27年6月8日

株 主 各 位

東京都千代田区九段北四丁目3番29号

ニチレキ株式会社

取締役社長 山内幸夫

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキ株式会社 本店2階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第71期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第71期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役8名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.nichireki.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府や日銀による各種経済対策や金融政策などを背景に円安・株高が進展し、企業収益の増加に伴い雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調が続きました。

当社グループを取り巻く環境につきましては、公共投資は底堅く推移しましたが、道路舗装事業における発注遅れや天候不順による影響、また工事量減少による受注競争の激化など、引き続き厳しい状況にありました。

当社グループはこのような環境の中で、中期経営計画『Grow up 2015』の2年目として「顧客の拡大」を最重点課題とする成長戦略に基づき、各施策に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は57,865百万円（前期比16.8%減）、営業利益は5,018百万円（前期比34.9%減）、経常利益は5,155百万円（前期比34.4%減）となりました。また、特別利益に連結子会社の完全子会社化に伴う負ののれん発生益を7,599百万円計上したことにより、税金等調整前当期純利益は12,952百万円（前期比67.3%増）となり、税金費用および少数株主利益を差し引いた後の当期純利益は10,698百万円（前期比214.8%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

[アスファルト応用加工製品事業]

アスファルト応用加工製品事業につきましては、自社製品および工法の設計・受注活動を推進するとともに、経費の削減等に努めてまいりました。売上高は19,922百万円（前期比16.1%減）となり、セグメント利益（営業利益）は3,712百万円（前期比10.0%減）となりました。

[道路舗装事業]

道路舗装事業につきましては、発注物件への工法提案や受注活動に加え、原価管理の強化を進めてまいりました。売上高は37,665百万円（前期比17.3%減）となり、セグメント利益（営業利益）は2,972百万円（前期比44.2%減）となりました。

[その他]

その他につきましては、不動産賃貸収入などにより、売上高は277百万円（前期比0.1%増）となり、セグメント利益（営業利益）は201百万円（前期比3.1%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、景気は緩やかな回復基調にあるものの、道路インフラの老朽化問題が顕在化するなど建設需要が高まりつつある一方、公共事業関係費は横ばい傾向にあり、企業間の熾烈な受注競争に加えて、原油価格や為替レートの変動による原材料価格等の動向に注視する必要があるなど、引き続き不透明な事業環境が予測されます。

このような状況の中、当社グループは中期経営計画『Grow up 2015』の最終年度を迎えますが、この計画を強力に推進することによって、外部環境に左右されない企業体質への改善を図り、グループのさらなる成長を目指してまいります。

【当社グループの経営目標】

ニチレキグループは、企業理念（企業文化そのものとなっている「種播き精神」と「道」創りを通して社会に貢献する「経営理念」）を基本として、経営計画を遂行しております。

【重点課題】

①顧客の拡大

- i) 事業領域の拡大
- ii) 事業エリアの拡大（海外市場を含む）

現在のお客様を大切にしつつ新しいお客様を増やしていくために、「競争力のある製商品・工法の拡販」「魅力ある製品・工法の開発」「調査技術の開発と活用」をさらに推進してまいります。

②グループ経営体制の強靱化

- i) 人材の育成強化
- ii) グループ組織体制の最適化
- iii) 企業価値の向上

当社グループはこの『Grow up 2015』の遂行により企業体質の強化を図ってまいります。また、コンプライアンス（法令と企業倫理の遵守）、安全確保や環境保全など企業の社会的責任を果たすとともに、経営活動の健全性、透明性と効率性を追求し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 68 期 (平成23年度)	第 69 期 (平成24年度)	第 70 期 (平成25年度)	第 71 期 当連結会計年度 (平成26年度)
売 上 高 (百万円)	50,632	56,095	69,549	57,865
当 期 純 利 益 (百万円)	1,303	1,598	3,398	10,698
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	44.80	54.93	116.84	367.92
総 資 産 (百万円)	51,292	53,929	62,238	60,141
純 資 産 (百万円)	31,537	33,811	38,967	42,035

(4) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、27億5百万円であり、その主なものは、製品製造設備、路面調査機器および建設作業機械の増設・更新などであります。

なお、所要資金には自己資金を充当いたしました。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

当社は親会社を有しておりません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
北 海 道 ニ チ レ キ 工 事 (株)	40 <small>百万円</small>	100.0 %	舗装工事等の請負
東 北 ニ チ レ キ 工 事 (株)	65	100.0	舗装工事等の請負
日 瀝 道 路 (株)	150	100.0	舗装工事等の請負
日 レ キ 特 殊 工 事 (株)	30	100.0	舗装工事等の請負
中 部 ニ チ レ キ 工 事 (株)	80	100.0	舗装工事等の請負
近 畿 ニ チ レ キ 工 事 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負
中 国 ニ チ レ キ 工 事 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負
四 国 ニ チ レ キ 工 事 (株)	17	100.0	舗装工事等の請負
九 州 ニ チ レ キ 工 事 (株)	23	100.0	舗装工事等の請負
朝 日 工 業 (株)	50	100.0	舗装工事等の請負

(注) 1. 当社の連結子会社は、平成27年3月31日現在上記10社を含む24社であります。

2. 当連結会計年度の業績につきましては、前記 1. 企業集団の現況に関する事項(1)事業の経過およびその成果、(3)財産および損益の状況の推移に記載のとおりであります。

3. 当社は、平成26年度に連結子会社を完全子会社化いたしました。

(6) 主要な事業内容

事業部門	事業内容
アスファルト応用加工製品事業	アスファルト乳剤、改質アスファルト、コンクリート目地材、景観材料の製造および販売
道路舗装事業	舗装工事、橋梁防水工事、景観工事、グラフィックス事業
その他	賃貸マンション、貸倉庫

(7) 主要な営業所および工場

①当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区
技術研究所	栃木県下野市
北海道支店	北海道恵庭市
東北支店	宮城県仙台市
関東支店	栃木県下野市
東京支店	埼玉県越谷市
中部支店	愛知県名古屋市
関西支店	大阪府大阪市
中国支店	広島県東広島市
四国支店	香川県高松市
九州支店	福岡県福岡市
小山工場	栃木県下野市

②子会社

名称	所在地
北海道ニチレキ工事(株)	北海道札幌市
東北ニチレキ工事(株)	宮城県仙台市
日 瀝 道 路 (株)	東京都千代田区
日レキ特殊工事(株)	東京都荒川区
中部ニチレキ工事(株)	愛知県名古屋市
近畿ニチレキ工事(株)	滋賀県守山市
中国ニチレキ工事(株)	広島県東広島市
四国ニチレキ工事(株)	香川県高松市
九州ニチレキ工事(株)	福岡県福岡市
朝 日 工 業 (株)	大分県大分市

(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
714 名	増 5 名

- (注) 1. 従業員数には顧問3名・嘱託21名・再雇用嘱託20名が含まれております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員250名は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
354 名	減 4 名	41.3 歳	17.1 年

- (注) 1. 従業員数には顧問3名・嘱託21名・再雇用嘱託6名が含まれております。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員117名は含んでおりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入金(残高)
(株) みずほ銀行	300 百万円
(株) 三菱東京UFJ銀行	200
(株) 三井住友銀行	100
(株) 十七七銀行	100

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,077,269株（自己株式 2,608,686株を除く）
- (3) 当期末株主数 2,970名
- (4) 大株主

	株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
1	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,530 ^{千株}	5.26%
2	ニチレキ取引先持株会	1,488	5.12
3	(株) みずほ 銀行	1,108	3.81
4	三井住友信託銀行(株)	1,100	3.78
5	日本生命保険(株)	890	3.06
6	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	879	3.02
7	(公財) 池田20世紀美術館	630	2.17
8	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	535	1.84
9	ニチレキ従業員持株会	534	1.84
10	(株) 三菱東京UFJ銀行	529	1.82

- (注) 1. 当社は自己株式2,608,686株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長 (執行役員社長)	山 内 幸 夫	
代 表 取 締 役 (執行役員副社長)	工 藤 俊 二	
取締役(専務執行役員)	高 橋 保 守	管理本部長
取締役(常務執行役員)	川 口 裕 司	関東支店長 日漕道路(株)代表取締役社長
取締役(常務執行役員)	小 幡 学	事業本部長・海外事業部長
取締役(上席執行役員)	羽 入 昭 吉	技術生産本部長・技術研究所長・特許室長
常 勤 監 査 役	野 村 敏 明	
監 査 役	小 林 修	公認会計士・税理士(小林会計事務所所長)
監 査 役	熊 谷 吉 行	
監 査 役	藤 田 浩 司	弁護士(奥野総合法律事務所・外国法共同事業副所長) トレンドマイクロ(株)監査役

(注) 1. 当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。

- (1) 平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会において、野村敏明、熊谷吉行、藤田浩司の3氏は監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
- (2) 平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、住谷義治氏は取締役を、坂巻宣明、雫川博光の両氏は監査役をそれぞれ任期満了により退任いたしました。
- (3) 平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、滝 久男氏は監査役を辞任いたしました。
2. 監査役 小林 修、藤田浩司の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 小林 修氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小林 修氏は、当社との間に特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
5. 当社といたしましては、コーポレート・ガバナンスの強化を図るうえで社外取締役の選任が有効であることについては、十分認識しております。社外取締役の選任にあたっては、道路業界に関する見識があり、かつ会社経営全般にわたって高い知見と幅広い見識を有し、当社の企業理念を共有していただける方で、独立役員としての適性を有する方が望ましいと考えております。当事業年度末日においては、こうした要件を満たす適任者の選定には至っておらず、社外取締役を選任しておりませんでした。今回、当社の社外取締役として相応しい候補者を選定いたしましたので、本総会において後記株主総会参考書類記載のとおり、社外取締役の選任をご提案させていただいております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	7名	192 百万円
監査役 (うち社外監査役)	7 (3)	35 (8)
計	14名	228 百万円

- (注) 1. 平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額300百万円以内であります。なお、当該報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。
2. 平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会決議による報酬限度額は、監査役が年額50百万円以内であります。
3. 報酬等の額には、平成27年6月29日に支給予定の当該事業年度に係る役員賞与が含まれております。
取締役 6名 59百万円
4. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人給与（賞与を含む）は16百万円であります。
5. 期末現在の人数は、取締役6名、監査役4名であります。

(3) 社外役員に関する事項

①当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況等
監査役	小林 修	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また当期開催の監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的立場からの発言を行っております。
監査役	藤田 浩司	平成26年6月27日就任以降に開催の取締役会10回のうち全回に出席し、また就任以降に開催の監査役会10回のうち全回に出席し、主に弁護士としての専門的立場からの発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は社外監査役との間で、会社法第427条第1項の契約（責任限定契約）を締結しており、当該契約に基づく賠償の限定額は法令が規定する最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人日本橋事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 24百万円

②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 24百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定その他の社内規定に従い、適切に保存および管理を行うものとする。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危険については、リスク管理に関する諸規定を整備するとともに、それぞれの担当部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規定その他の社内規定に従い、適時的確に行われることとする。

④取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、社内規定およびコンプライアンス・マニュアルを作成して、コンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、相談・通報窓口として社内ネットワークに「ホットライン」を開設して、社員から直接、コンプライアンスに係る報告・相談や意見・提案を受付けることとする。

取締役は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

内部監査については、監査室を設置し、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法

令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査室は、必要に応じ、監査役および会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

- ⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ企業全てに共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ運営体制を整備するとともに、グループ各社で諸規定を定めるものとする。また、経営管理については、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、若しくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査室またはコンプライアンス統括室に報告するものとする。監査室またはコンプライアンス統括室は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また監査役職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

- ⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができるとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができることとする。取締役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。
取締役および使用人は、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ⑧財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備および運用を行っていくものとする。
- ⑨反社会的勢力排除に向けた体制
反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率につきましては、表示未満の端数を四捨五入にて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	39,191	流動負債	14,879
現金及び預金	15,789	買掛金	6,467
受取手形及び売掛金	18,968	短期借入金	700
電子記録債権	1,998	リース債務	10
有価証券	15	未払金	3,460
商品及び製品	796	未払法人税等	1,903
未成工事支出金	154	繰延税金負債	0
原材料及び貯蔵品	851	賞与引当金	833
繰延税金資産	520	役員賞与引当金	117
その他	152	その他の引当金	41
貸倒引当金	△57	その他	1,343
固定資産	20,949	固定負債	3,226
有形固定資産	13,260	リース債務	8
建物及び構築物	4,506	繰延税金負債	620
機械装置及び運搬具	3,791	環境対策引当金	4
土地	4,350	退職給付に係る負債	2,496
リース資産	16	資産除去債務	12
建設仮勘定	232	その他	83
その他	363	負債合計	18,105
無形固定資産	284	(純資産の部)	
投資その他の資産	7,404	株主資本	39,546
投資有価証券	4,745	資本金	2,919
関係会社出資金	786	資本剰余金	2,017
繰延税金資産	406	利益剰余金	35,991
長期預金	624	自己株式	△1,382
その他	933	その他の包括利益累計額	2,488
貸倒引当金	△66	その他有価証券評価差額金	2,040
投資損失引当金	△26	退職給付に係る調整累計額	448
資産合計	60,141	純資産合計	42,035
		負債及び純資産合計	60,141

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 目	金 額	
	百万円	百万円
売 上 高		57,865
売 上 原 価		45,969
売 上 総 利 益		11,896
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,877
営 業 利 益		5,018
営 業 外 収 益		149
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 そ の 他	105 44	
営 業 外 費 用		12
支 払 利 息 そ の 他	5 6	
経 常 利 益		5,155
特 別 利 益		7,872
固 定 資 産 売 却 益	28	
負 の の れ ん 発 生 益	7,599	
補 助 金 収 入 そ の 他	237 5	
特 別 損 失		75
固 定 資 産 除 却 損 そ の 他	74 0	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,952
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,024	2,184
法 人 税 等 調 整 額	159	
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		10,767
少 数 株 主 利 益		68
当 期 純 利 益		10,698

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,919	2,017	25,607	△1,377	29,167
会計方針の変更による 累積的影響額			266		266
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,919	2,017	25,874	△1,377	29,434
当期変動額					
剰余金の配当			△581		△581
当期純利益			10,698		10,698
自己株式の取得				△5	△5
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	10,117	△5	10,112
当 期 末 残 高	2,919	2,017	35,991	△1,382	39,546

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,553	305	1,859	7,940	38,967
会計方針の変更による 累積的影響額					266
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,553	305	1,859	7,940	39,234
当期変動額					
剰余金の配当					△581
当期純利益					10,698
自己株式の取得					△5
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	487	142	629	△7,940	△7,310
当 期 変 動 額 合 計	487	142	629	△7,940	2,801
当 期 末 残 高	2,040	448	2,488	—	42,035

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 24社

主要な連結子会社の名称

北海道ニチレキ工事(株)、東北ニチレキ工事(株)、日瀝道路(株)、日レキ特殊工事(株)、中部ニチレキ工事(株)、近畿ニチレキ工事(株)、中国ニチレキ工事(株)、四国ニチレキ工事(株)、九州ニチレキ工事(株)、朝日工業(株)

② 非連結子会社の名称

日瀝（上海）商貿有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社および関連会社数 無

② 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

非連結子会社

日瀝（上海）商貿有限公司

関連会社

北京路新大成景觀舗装有限公司

PS NICHIREKI PTE. LTD.

杭州同舟瀝青有限公司

重慶市三瀝高科道路材料有限責任公司

上海城建日瀝特種瀝青有限公司

その他 1 社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定して
おります。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

②たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品

先入先出法によっております。

未成工事支出金

個別法によっております。

原材料及び貯蔵品

総平均法によっております。

③固定資産の減価償却の方法

リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備
を除く）については定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却に
よっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 3～15年

リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一
の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における
利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

④引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

その他の引当金

a 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

b 製品保証引当金

当社製品の不具合対策に関する費用について、当連結会計年度末において今後必要と見込まれる金額を計上しております。

⑤その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から費用処理しております。

（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲

げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間に応じた単一割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が619百万円減少し、利益剰余金が266百万円増加しております。なお当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めていた「電子記録債権」（前連結会計年度26百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

前連結会計年度において「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「関係会社出資金」（前連結会計年度621百万円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

23,214百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数
発行済株式 普通株式	31,685,955株	一株	一株	31,685,955株
自己株式 普通株式	2,603,499株	5,187株	一株	2,608,686株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取り

5,187株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	581百万円	20円00銭	平成26年3月31日	平成26年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	581百万円	利益剰余金	20円00銭	平成27年3月31日	平成27年6月29日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社および連結子会社は、資金運用については安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、利用していません。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上の関係を有する企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。短期借入金は、営業取引に係る資金調達であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金調達を目的にしたものであり、償還日は決算日後、最長5年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社および連結子会社は、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に管理担当部署へ報告され、個別に把握および対応を行う体制としております。

b 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

c 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社および連結子会社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を相応の水準に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注) 2. を参照してください。)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	15,789	15,789	—
(2) 受取手形及び売掛金	18,968	18,968	—
(3) 電子記録債権	1,998	1,998	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	300	304	4
②その他有価証券	4,335	4,335	—
(5) 長期預金	624	623	△0
資産計	42,016	42,020	3
(1) 買掛金	6,467	6,467	—
(2) 短期借入金	700	700	—
(3) リース債務	19	18	△0
(4) 未払金	3,460	3,460	—
負債計	10,647	10,647	△0

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに (3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

- (5) 長期預金

長期預金の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、(2) 短期借入金ならびに (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	131

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、東京都において賃貸用のマンション、山口県において賃貸用の倉庫、その他の地域において賃貸用の不動産（遊休の土地を含む。）を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。なお、賃貸等不動産の一部は、当社が事業に用いており、合理的に区別することが困難なものについては、当社が使用する部分を含めております。

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価 （百万円）
当連結会計年度期首残高 （百万円）	当連結会計年度増減額 （百万円）	当連結会計年度末残高 （百万円）	
1,896	△57	1,839	3,555

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

減少要因は減価償却費66百万円であります。

3. 時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に準じて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,445円65銭
(2) 1株当たり当期純利益	367円92銭

「その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が9.23円増加し、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

(注)連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	30,711	流動負債	17,912
現金及び預金	13,300	買掛金	2,713
受取手形	3,977	工事未払金	201
電子記録債権	913	短期借入金	700
売掛金	9,342	リース債	2
完成工事未収入金	1,143	未払金	3,370
有価証券	15	未払費用	192
商品及び製品	796	未払法人税等	1,242
未成工事支出金	6	預り金	8,664
原材料及び貯蔵品	796	賞与引当金	408
繰延税金資産	264	役員賞与引当金	59
短期貸付金	5	その他の	352
その他の	152	固定負債	2,111
貸倒引当金	△3	リース債務	3
固定資産	18,461	繰延税金負債	511
有形固定資産	10,670	退職給付引当金	1,504
建物	3,395	環境対策引当金	4
構築物	814	資産除去債務	12
機械及び装置	2,386	その他の	74
車輛運搬具	112	負債合計	20,023
工具、器具及び備品	305	(純資産の部)	
土地	3,420	株主資本	27,120
リース資産	5	資本金	2,919
建設仮勘定	230	資本剰余金	2,017
無形固定資産	236	資本準備金	2,017
投資その他の資産	7,554	利益剰余金	23,059
投資有価証券	4,601	利益準備金	729
関係会社株式	868	その他利益剰余金	22,329
出資	137	固定資産圧縮積立金	280
関係会社出資金	786	別途積立金	17,100
長期貸付金	11	繰越利益剰余金	4,948
関係会社長期貸付金	322	自己株式	△876
長期前払費用	26	評価・換算差額等	2,029
破産更生債権等	0	その他有価証券評価差額金	2,029
長期預金	519		
その他の	345		
貸倒引当金	△39		
投資損失引当金	△26	純資産合計	29,149
資産合計	49,173	負債及び純資産合計	49,173

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 目					金 額	
					百万円	百万円
製 品 売 上 高					20,826	32,879
商 品 売 上 高					6,863	
完 成 工 事 高					3,226	
機 材 等 賃 貸 売 上 高					1,962	
製 品 売 上 原 価					15,895	
商 品 売 上 原 価					5,891	25,086
完 成 工 事 原 価					1,987	
機 材 等 賃 貸 売 上 原 価					1,312	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						
営 業 利 益						7,792
営 業 外 収 益						4,750
受 取 配 当 金 他					14	176
受 取 の 他					130	
そ の 他					30	
営 業 外 費 用						14
支 払 利 息 他					10	
そ の 他					3	
経 常 利 益						3,204
特 別 利 益						705
固 定 資 産 売 却 益					5	
関 係 会 社 株 式 売 却 益					456	
補 助 金 収 入 他					237	
そ の 他					5	
特 別 損 失						74
固 定 資 産 除 却 損 他					73	
そ の 他					0	
税 引 前 当 期 純 利 益						3,835
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税					1,266	1,384
法 人 税 等 調 整 額					118	
当 期 純 利 益						2,450

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	2,919	2,017	729	119	13,100	7,063	21,013	△871	25,078
会計方針の変更による 累積的影響額						177	177		177
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,919	2,017	729	119	13,100	7,241	21,190	△871	25,256
当期変動額									
剰余金の配当						△581	△581		△581
別途積立金の積立					4,000	△4,000	—		—
当期純利益						2,450	2,450		2,450
固定資産圧縮積立金の 積立				152		△152	—		—
固定資産圧縮積立金の 取崩				△4		4	—		—
税率変更による積立金 の調整額				13		△13	—		—
自己株式の取得								△5	△5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	160	4,000	△2,292	1,868	△5	1,863
当 期 末 残 高	2,919	2,017	729	280	17,100	4,948	23,059	△876	27,120

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	1,551	26,630
会計方針の変更による 累積的影響額		177
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,551	26,808
当期変動額		
剰余金の配当		△581
別途積立金の積立		—
当期純利益		2,450
固定資産圧縮積立金の 積立		—
固定資産圧縮積立金の 取崩		—
税率変更による積立金 の調整額		—
自己株式の取得		△5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	477	477
当 期 変 動 額 合 計	477	2,341
当 期 末 残 高	2,029	29,149

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式および関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品

先入先出法によっております。

未成工事支出金

個別法によっております。

原材料及び貯蔵品

総平均法によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械及び装置 3～15年

リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

長期前払費用

均等償却によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

投資損失引当金

関係会社等に対する投資に係る損失に備えるため、その財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の事業年度から費用処理しております。

（会計基準等の改正に伴う会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を退職給付の見込支払日までの平均期間に応じた単一割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が276百万円減少し、繰越利益剰余金が177百万円増加しております。なお当事業年度の営業利益、経常利益および税金前当期純利益への影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理等にかかる支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

その他の引当金

製品保証引当金

当社製品の不具合対策に関する費用について、当事業年度末において今後必要と見込まれる金額を計上しております。

(5) 完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積もりは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」（前事業年度26百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	16,436百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	6,107百万円
短期金銭債務	8,786百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高

9,675百万円

仕入高

445百万円

営業取引以外の取引高

1,041百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	2,603,499株	5,187株	一株	2,608,686株

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取り

5,187株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	88百万円
賞与引当金	135百万円
退職給付引当金	489百万円
その他	228百万円
繰延税金資産小計	940百万円
評価性引当額	△171百万円
繰延税金資産合計	769百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△134百万円
その他有価証券評価差額金	△882百万円
繰延税金負債合計	△1,016百万円
繰延税金資産の純額	△247百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が34百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が55百万円、その他有価証券評価差額金が90百万円それぞれ増加しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,002円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 84円26銭 |

「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が5.86円増加し、1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

ニチレキ株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木下 雅彦 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチレキ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチレキ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

ニチレキ株式会社
取締役会 御中

監査法人 日本橋事務所

指定社員 公認会計士 小倉 明 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木下 雅彦 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチレキ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

ニチレキ株式会社 監査役会
常勤監査役 野村 敏 明 ㊟
監 査 役 小 林 修 ㊟
監 査 役 熊 谷 吉 行 ㊟
監 査 役 藤 田 浩 司 ㊟

(注) 監査役小林 修及び監査役藤田 浩司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対しては安定した配当を継続していくことを基本方針としております。この方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業環境等を勘案いたしまして、期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額
当社普通株式1株につき金20円（普通配当 15円、特別配当 5円）
総額 581,545,380円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 経営体制の一層の強化を図るため、現行定款第20条の取締役の員数を「8名以内」から「12名以内」へ変更を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮することができるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。
なお、業務執行を行わない取締役との責任限定契約に関する規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は、<u>8</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに社外取締役2名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やま うち ゆき お 夫 山 内 幸 夫 (昭和21年7月28日生)	昭和45年3月 当社入社 平成6年3月 当社東京支店長 平成8年3月 当社道路エンジニアリング部長 平成10年6月 当社取締役道路エンジニアリング部長 平成12年3月 当社取締役技術本部長兼生産部長 平成13年6月 当社常務取締役技術本部長兼総務部長 平成15年4月 当社常務取締役管理本部長 平成17年2月 当社常務取締役管理本部長兼安全品質マネジメント室長 平成18年6月 当社常務取締役管理本部長兼安全品質マネジメント室長兼情報システムセンター長 平成19年6月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長兼安全品質マネジメント室長兼情報システムセンター長 平成20年3月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長兼安全品質マネジメント室長兼情報システム部長 平成20年6月 当社代表取締役社長執行役員社長（現任）	46,568株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	<p style="text-align: center;">お ばた まなぶ 小 幡 学 (昭和31年12月25日生)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社 平成12年3月 当社中部支店長 平成16年5月 当社中部支店長 中部ニチレキ工事㈱代表取締役社長 平成17年6月 当社執行役員中部支店長 中部ニチレキ工事㈱代表取締役社長 平成19年5月 当社執行役員東京支店長 日レキ特殊工事㈱代表取締役社長 平成23年6月 当社上席執行役員事業本部副本部長兼 営業部長兼海外事業部長 平成24年7月 当社上席執行役員事業本部副本部長兼 営業部長兼海外事業部長兼経営企画部長 平成25年4月 当社上席執行役員事業本部副本部長兼 営業部長兼海外事業部長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長兼営業部 長兼海外事業部長 平成26年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長兼海外事 業部長 平成27年4月 当社取締役常務執行役員事業本部長 (現任)</p>	11,880株
3	<p style="text-align: center;">たか はし やす もり 高 橋 保 守 (昭和26年11月23日生)</p>	<p>平成15年4月 ㈱みずほコーポレート銀行 (現㈱みずほ銀 行) 退職 平成15年5月 当社入社顧問 平成15年6月 当社取締役管理本部副本部長 平成16年4月 当社取締役管理本部副本部長兼コンプライア ンス統括室長 平成19年6月 当社取締役上席執行役員管理本部副本部長兼 コンプライアンス統括室長 平成20年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼安全品 質マネジメント室長兼情報システム部長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員管理本部長 平成25年6月 当社取締役専務執行役員管理本部長兼経理部 長 平成26年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長 (現任)</p>	21,589株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	かわ ぐち ゆう じ 川 口 裕 司 (昭和33年3月16日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年3月 当社営業部長 平成19年6月 当社執行役員事業統括本部副本部長兼営業部長兼海外事業部長 平成20年3月 当社執行役員事業本部副本部長兼営業部長兼海外事業部長 平成23年4月 当社執行役員関東支店長 平成23年5月 当社執行役員関東支店長 日瀝道路㈱代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役上席執行役員関東支店長 日瀝道路㈱代表取締役社長 平成25年6月 当社取締役常務執行役員関東支店長 (現任) (重要な兼職の状況) 日瀝道路㈱代表取締役社長	8,935株
5	は にゅう あき よし 羽 入 昭 吉 (昭和33年10月9日生)	昭和57年4月 当社入社 平成20年3月 当社技術部長 平成23年4月 当社技術研究所長兼特許室長 平成23年6月 当社執行役員技術研究所長兼特許室長 平成25年6月 当社取締役上席執行役員技術研究所長兼特許室長 平成26年6月 当社取締役上席執行役員技術生産本部長兼技術研究所長兼特許室長 (現任)	7,276株
6	※ え り かつ み 江 里 勝 美 (昭和33年4月14日生)	昭和56年9月 当社入社 平成16年3月 当社四国支店長 平成17年5月 当社四国支店長 四国ニチレキ工事㈱代表取締役社長 平成19年3月 当社関西支店長 平成22年6月 当社執行役員関西支店長 近畿ニチレキ工事㈱代表取締役社長 平成23年5月 当社執行役員東京支店長 日レキ特殊工事㈱代表取締役社長 平成25年6月 当社上席執行役員東京支店長 日レキ特殊工事㈱代表取締役社長 平成26年4月 当社上席執行役員事業本部副本部長兼営業部長 平成27年4月 当社上席執行役員事業本部副本部長兼事業推進部長兼海外事業部長 (現任)	11,357株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	※ 小林 修 (昭和31年5月20日生)	昭和58年3月 公認会計士開業登録 昭和58年6月 税理士開業登録 平成8年8月 小林会計事務所所長(現任) 平成16年6月 当社監査役(現任) 平成元年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 奥野法律事務所(現奥野総合法律事務所・外国法共同事業)入所	33,000株
8	※ 藤田 浩司 (昭和37年6月9日生)	平成14年3月 トレンドマイクロ株監査役(現任) 平成26年2月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業副所長(現任) 平成26年6月 当社監査役(現任)	0株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林 修氏および藤田浩司氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者 小林 修氏に関する注記
(1) 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として企業会計、税務に精通しており、当社の社外監査役として本総会終結の時をもって11年、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。そのことにより、取締役会の意思決定に際し適切な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 同氏の選任が承認された場合、当社は、第2号議案が原案通り承認可決されることを条件に、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
(3) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者として届け出ております。
5. 社外取締役候補者 藤田浩司氏に関する注記
(1) 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての会社再建や企業法務に係る豊富な経験、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外監査役として本総会終結の時をもって1年、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。そのことにより、取締役会の意思決定に際し適切な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
(2) 同氏の選任が承認された場合、当社は、第2号議案が原案通り承認可決されることを条件に、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
(3) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者として届け出ております。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役藤田浩司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、小林 修氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ かに 谷 勉 たに 谷 勉 つとむ 勉 (昭和38年9月1日生)	平成8年8月 中村宣税理士事務所入所 平成12年5月 税理士開業登録 平成12年5月 蟹谷勉税理士事務所所長(現任)	0株
2	※ しづ 村 晴 子 むら 村 晴 子 はる 村 晴 子 こ 子 (昭和39年12月6日生)	平成6年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 本間・小松法律事務所(現本間合同法律事務所)入所 平成11年4月 同パートナー弁護士(現任)	0株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
 2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 3. 蟹谷 勉氏および洪村晴子氏は、社外監査役候補者であります。
 4. 社外監査役候補者 蟹谷 勉氏に関する注記
 (1) 同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士として税務をはじめとした会社経営に関する専門知識と豊富な経験があることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 (2) 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
 (3) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者として届け出ております。
 5. 社外監査役候補者 洪村晴子氏に関する注記
 (1) 同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社コンプライアンスを中心として企業法務に関する専門知識と豊富な経験があることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
 (2) 同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
 (3) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者として届け出ております。

第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会において、年額3億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、経営体制の一層の強化を図るための取締役の増員、その他諸般の事情を勘案し、本総会第2号議案が承認可決され、定款に定める取締役の員数が8名以内から12名以内に増員されることを条件として、取締役の報酬等の額を年額4億円以内(うち社外取締役分4千万円以内)と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は6名ですが、第3号議案を原案どおり承認可決されますと、取締役は8名(うち社外取締役2名)となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北四丁目 3 番29号

ニチレキ株式会社 本店 2 階会議室

電話番号 03 (3265) 1511



- JR総武線
市ヶ谷駅下車 徒歩7分
- 都営地下鉄新宿線
市ヶ谷駅下車 徒歩5分
- 東京メトロ有楽町線・南北線
市ヶ谷駅下車 徒歩5分